

情報倶楽部

2025年10月

No. 293

編集発行人 税理士 細見 秀樹

〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400

お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

所得税

★ 青色事業専従者である妻の給与

Q. 世の中が賃上げムードなので、青色事業専従者である妻の給与を上げようと思います。問題ありますか？

A. 青色事業専従者給与として認められる要件は、次のとおりです。

- ① 次の該当する青色事業専従者に支払われた給与であること
 - イ. 青色申告者と生計を一にする配偶者その他の親族であること
 - ロ. その年の12月31日現在で年齢が15歳以上であること
 - ハ. その年を通じて6か月を超える期間(一定の場合には事業に従事することができる期間の2分の1を超える期間)、その青色申告者の営む事業に専ら従事していること
 - ② 「青色事業専従者給与に関する届出書」を納税地の所轄税務署長に提出していること
 - ③ 届出書に記載されている方法により支払われ、かつ、その記載されている金額の範囲内で支払われたものであること
 - ④ 青色事業専従者給与の額は、労務の対価として相当であると認められる金額であること
- したがって、青色事業専従者の給与を上げる場合は、その給与が所轄税務署長に届け出た青色事業専従者給与に関する届出書に記載された金額の範囲内で、労務の対価として相当と認められる金額であるかどうかを検討する必要があります。届出の内容を変更する場合は、変更届出書を遅滞なく納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/annai/13.htm>

★ 国外居住親族を扶養控除の対象にする場合

Q. 国外に居住する親族を扶養控除の対象にする場合は手続きが必要とのことですが、どのようにしていますか？

A. 居住者が、国外居住親族について扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、特定親族特別控除(注)又は障害者控除(扶養控除等)の適用を受けるためには、給与等又は公的年金等の支払者に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」などの申告書を提出するとともに、一定の確認書類(親族関係書類・留学ビザ等書類・送金関係書類・38万円送金書類)の提出又は提示しなければなりません。この場合の親族とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をいい、親族の年齢については、その年12月31日の現況により判定します。

なお、扶養控除の対象となる国外居住親族は、扶養親族のうち、次の①から③のいずれかに該当する者に限られます。

- ① 年齢16歳以上30歳未満の者

② 年齢70歳以上の者

③ 年齢30歳以上70歳未満の者のうち、次のイからハのいずれかに該当する者

イ. 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

ロ. 障害者

ハ. その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

(注)「特定親族特別控除」は、令和7年分以後の所得税について適用されます。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0022009-107_01.pdf

★ 災害で資産に損害を受けたとき

Q. 最近自然災害の被害が多くなっていますが、災害等で資産に損害を受けたときには、所得控除があるそうですが、どのような内容になっていますか？

A. 所得税では、災害または盗難もしくは横領によって、資産に損害を受けた場合には、一定の金額の所得控除(雑損控除)を受けることができますとされています。

雑損控除の金額は、次の①と②のうちいずれか多い金額です。

① (損害金額+災害等関連支出の金額-保険金等の額)-(総所得金額等)×10%

② (災害関連支出の金額-保険金等の額)-5万円

災害等関連支出の金額とは、次のような支出をいいます。

イ. 災害により滅失した住宅、家財などを取壊しまたは除去するために支出した金額など

ロ. 盗難や横領により損害を受けた資産の原状回復のための支出など

対象となる資産は、次のいずれにも該当する資産です。

資産の所有者が次のいずれかであること

イ. 納税者

ロ. 納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額等が48万円以下(令和元年分以前は38万円以下)の者

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1110.htm>

★ 非居住者かどうかの判定

Q. 娘が留学しました。扶養控除の対象にするには一定の書類が必要とのことですが、非居住者に該当するかどうかは、いつの時点でののですか？

A. 居住者が、国外居住親族について扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、特定親族特別控除又は障害者控除(扶養控除等)の適用を受けるには、給与等々の支払者に一定の確認書類の提出又は提示が必要で、年齢30歳以上70歳未満の者のうち、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者はその対象とされています。そして、非居住者に該当するかどうかや、年齢の判定については、次のように取り扱うこととなっています。

【非居住者に該当するかどうかの判定】

親族が非居住者に該当するか否かについては、扶養控除等申告書などの申告書を提出する日の現況により判定します。

【年齢の判定】

親族の年齢については、その年12月31日(扶養控除等申告書などの申告書を提出する時までに死亡した者については、その死亡の時)の現況により判定します。

なお、「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者」とは、国内に住所又は居所

を有していた親族で、外国の大学や高校等に留学することになり、留学の在留資格に相当する資格をもってその外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなった人をいうとされています。

そ の 他

★ EC サイトで購入した商品の領収書の保存

Q. ECサイトで商品を購入した場合、ECサイトから領収書をダウンロードしたものを保存していますが、これは電子取引データの保存要件を満たすことになりますか？

A. お尋ねは、ECサイトで商品を購入した場合、出品者が発行した領収書ではなく、ECサイトの領収書になるが、これを保存しておけば、電子取引データの保存要件を満たすことになるかということだと思います。

こうした委託販売の場合、購入者に対して商品を販売しているのは、委託者であるため、本来は、委託者が購入者に対して領収書を交付しなければならないのですが、このような場合は、受託者が委託者を代理して、委託者の氏名等を記載した、委託者の領収書を、相手方に交付することも認められることとなっています(代理交付)。

したがって、ECサイトで商品を購入し、そのECサイトから領収書データをダウンロードし保存する場合、もしくはそのECサイトのマイページ等にログインすることで随時ダウンロードが可能な状態となっている場合などは、ECサイトの運営事業者が委託者(ECサイトに商品を出品した者)名義の領収書を代理交付しているものとして取り扱われますので、ECサイトから商品を購入した事業者は、ECサイトから取得した領収書データ(電子取引データ)を保存しておけば問題ないとされています。

★ 納税証明書はスマホで取得OK

Q. 納税証明書がスマホで取ることができるそうですが、どのようになっているのですか？

A. 納税証明書(PDF)は、スマホやタブレット・パソコンからe-Taxを使って請求から受取までをすることができます。

手順は、次のとおりです。

① 自宅やオフィスで請求

e-Taxのホームページからログインをして、メインメニューの「申請・納付手続きを行う」を選択し、「納税証明書の交付請求(電子交付用)」を選択します。e-Taxを初めて利用する場合は、アカウントの作成が必要です。

② 電子申請

必要事項を入力して送信します。その際に、マイナンバーカードを読み込んで署名を付与しますので、マイナンバーカードが必要になります。

③ 電子発行・受取

メッセージボックスに手数料の案内が格納されます。インターネットバンキング等で手数料を納付すると、納税証明書(PDF)がダウンロードできるようになります。

なお、納税証明書はオンラインで請求して、書面で受け取る、又は郵送で受け取るということもできます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/pdf/0024007-110.pdf>